

平成 29 年度事業計画書

社会福祉法人甲賀学園

法人の運営方針

社会福祉法人甲賀学園は、昭和 37 年 7 月に開設以来、地域に根ざした施設運営を行い、保護を必要とする子ども達の養育を実践し多くの子ども達を社会へ送り出してきた。平成 10 年 4 月に児童養護施設「鹿深の家」と改称し、平成 14 年 10 月に地域小規模児童養護施設「第二鹿深の家」を設置運営した。平成 24 年 4 月からは定員を 45 名に減らし、生活単位の小規模化を推進するとともに、「子どもの権利擁護」と「自立支援」を運営の柱として養育の実践を積み重ねてきた。当法人は、これからも子ども達の笑顔あふれる未来を作ること目指し、子ども中心（Child-centered）の考え方にに基づき事業を展開していき、子ども達が将来社会の一員として幸せな生活ができるように、自己肯定感を高めていけるような体験を積み重ねていく取り組みを積み重ねていくこととする。さらに、別に定めている家庭的養護推進計画に基づき、小規模養育を推進するとともに、地域の中で地域と共に子ども達が暮らす場を作っていかなければならない。

加えて、改正社会福祉法の理念に基づき、当法人はこれまでと同じように地域と密接に連携を取りながら地域貢献を積極的に推進していく。以下に運営の基本方針を示す。

1. 地域に愛される施設を目指して

当施設は開設以来、地域との関係を重視し有形無形の支援を頂きながら運営してきた。これまでの取り組みを振り返ると、過去に得られた繋がりに多くを頼るところがあり、どちらかと言えば支援を待つ姿勢であった。本来、地域との繋がりは自ら積極的に構築していくものであり、地域活動に参画し、お互いの状況を確認しあいながら徐々に関係が強化されるものである。私達は子どもを中心にしながら、地域との継続的で密接な連携を通じ、施設の持つ強みを地域に還元していくことを目指していく。

2. 住む人と働く人が誇りを持てる施設を目指して

施設で暮らす子ども達は、住み慣れた家族や地域から離れて暮らさざるを得なくなったその事実そのものに深く傷つき、未来への希望を失い、自らの持つ可能性に目を向けられない場合が多くある。一方、私達職員は、自ら望んで社会的養護に携わったにも関わらず、自身を取り巻く環境の変化や様々な事情の中で、退職という道を選ぶことが毎年繰り返される。私達は、縁があってこの地で出会い共に暮らしていくのであるから、その暮らしの場が双方にとって誇りの持てる場であるべきである。当施設は安心と安全が担保され、住む人と働く人が自らの能力を発揮でき未来への希望を見つけだせるような暮らしを創造していくことを目指していく。

3. 多種多様な専門家が協働する施設を目指して

社会的養護に携わる私達は、養育の専門家として様々な角度から自らの取り組みを見つめ直し、課題に気づき、そして改善してき、自らを高めていく努力を惜しんではならない。また、獲得した技術や知識・感性を次世代の人材に引き継ぎ、事業を継続していかなければならない。このような考えの下、養育の質を担保し向上させるために様々な研修の機会を提供すると共に、得られた最新の知見を施設内だけに留めておくのではなく、多職種による協働を軸にしながら広く世の中に還元していくことを目指していく。

監事監査、理事会および評議員会の開催スケジュール

開催日（案）	会議等種別	主な議案
平成 29 年 5 月 19 日（金）	監事監査	決算監査
平成 29 年 5 月 30 日（火）	決算理事会	決算、事業報告等
平成 29 年 6 月 19 日（月）	定時評議員会	決算、新理事・監事の選任、報酬基準、定款変更（租特法 40 条関連）等
平成 29 年 6 月 19 日（月）	新役員理事会	理事長の選定
平成 29 年 12 月	理事会	補正予算
平成 29 年 12 月	評議員会	補正予算
平成 30 年 3 月	理事会	補正予算、事業計画、新年度予算
平成 30 年 3 月	評議員会	補正予算、事業計画、新年度予算

理事会および評議員会、監事の体制

理事定数 6

評議員定数 7

監事定数 2

家庭的養護推進計画

平成 26 年 8 月に策定し平成 27 年 3 月に改訂した家庭的養護推進計画の進捗状況を随時確認し、見直しを図りながら、これを推進していく。

人材育成と人材確保対策

法人理事および評議員、監事が施設の運営についてより理解を深めていくために、毎月行われる職員会議への参加を今後も継続してくと共に、定期的に合同研修会を行う等の方法により、施設の抱える課題を共有しながら人材育成および人材確保対策を図る。

平成 29 年度事業計画書

児童養護施設 鹿深の家
地域小規模児童養護施設 第二鹿深の家

施設の運営・支援等方針

養育単位の小規模化、専門的ケアの充実、自立支援の充実、家族支援・地域支援の充実という四つのテーマは、社会的養護に携わる全ての施設が目指すべき基本的な方向である。これに基づき、当施設では平成 2 年から平成 8 年までの間、家庭的な養育環境の整備を順次行い、建物設備を一般家庭に近いものへと建て替え、さらに、平成 14 年には地域小規模児童養護施設を設置し、地域の中で子どもの養育を展開してきところである。また、多職種による協働を基本に、入所する子ども達への支援の充実を図り、その子ども達を取り巻く家族や環境へのアプローチを積極的に推進してきたところである。

しかしながら、小舎と中舎が混在するシステムで運営されていることに加え、複雑化重篤化するケースへの対応力、人材の定着、さらには、建物設備の老朽化等、様々な課題が顕在化し、当施設の運営は大きな転換期を迎えている。

当施設は開設以来、一貫して子どもを中心に据えた支援を模索・展開しているが、これからも子ども達が将来社会の一員として幸せな生活ができるように、自己肯定感を高めていけるような体験を積み重ねていく取り組みを積み重ねていける環境を整えていくことを目指す。

今後、養育形態の小規模化と地域化が運営の大きな課題になるが、その実践のためには、ハードとソフトの両面において課題を抽出し、改善計画を立て、克服していかなければならない。そこで、法人が示す基本方針に基づき、以下に重点課題を示したい。

<法人の運営方針>

- 地域に愛される施設を目指して
- 住む人と働く人が誇りを持てる施設を目指して
- 多種多様な専門家が協働する施設を目指して

<施設運営における重点 5 項目>

子どもの最善の利益をまもる

私たちは子どもの最善の利益とは何かを探求し、『この子を受け止めて、育むために』に示されているように、子どもが自分の存在について、「生まれてきてよかった」と意識的・無意識的に思い、自信を持てるようになることを目指さなければならない。そのために、私たちは自らが提供する養育のあり方を常に見直し、子ども達が安心して生活できる環境を整えていかなければならない。世間の養育

機能の低下が叫ばれている今だからこそ、社会的養護に携わる私たちが養育の標準的なモデルを示していくという気概を持ち続けたい。また、その地道な取り組みこそが信頼を得る唯一の手段であることを胸に刻みたい。

子どもの自立を支える

子どもの自立はある時期が来たら始まるというものではない。日々大切にされているという実感が伴い、そして、人とのつながりに喜びと期待が相まって、少しずつ未来への希望が醸成されていくものである。したがって私たちは、日常の些細な取り組みが子ども達の将来の基礎となることを自覚した上で、子ども自身が自分の持つ可能性に気づき、未来へ挑戦できるよう、様々な職種や機関との協働を軸に子どもの自立を支えていかなければならない。

養育に携わる人材を育てる

社会的養護に携わる私たちは、全く違う人生、全く違う文化の中で育ってきた人の集まりである。自らの育ちの中で育まれた価値観は、施設が目指す共通の理念の中で磨かれ、高められていかなければならない。そのために、養育の質の向上と専門的知識と技術の習得のために様々な機会を保障すると共に、お互いの価値観を尊重し、共に成長し合い、これを喜べる職場環境でありたい。

住む人と働く人の安心と安全を保障する

たとえば、病気や事故、怪我、紛失、盗難、火災、自然災害など、暮らしの中には様々なリスクが潜んでいる。しかし、普段私たちはその存在を忘れがちである。一度何かが起こったとき、たちまち様々な面で大きな不安が襲い、対処を誤ると不満と不信に繋がるものである。このような前提に立ち、私たちは過去、安心と安全が脅かされた事実を忘れず、子どもの生活はもちろんのこと、ここで働く大人たちの生活を守り、安心と安全を保障し続けなければならない。

住む人と働く人の未来を創造する

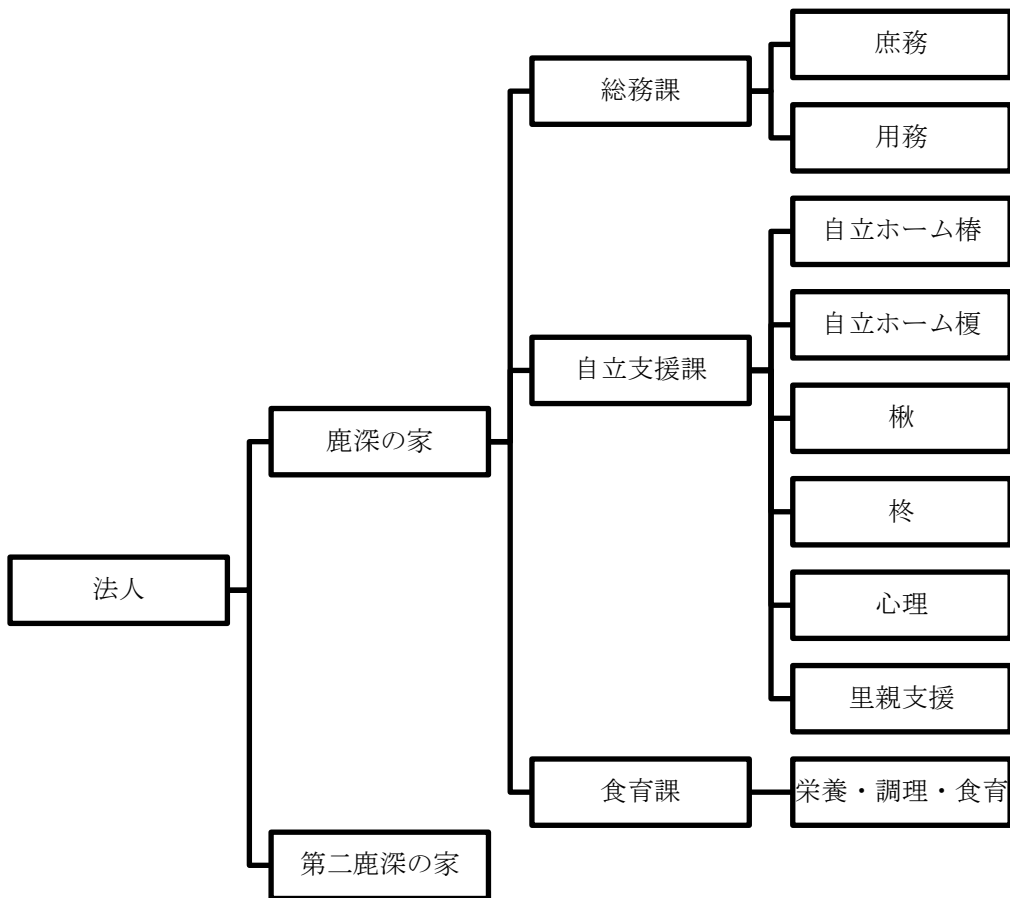
私たちは未来に向けて「今」を生きている存在である。その「今」は「過去」の出来事に大きく影響し、時には未来へ深刻な影響を及ぼすこともある。しかし、私たちはいつでも変化できる存在であり、必ず良い部分を持ち、無限の可能性を秘めた存在である。縁あってこの地で出会ったことそのこと自体に感謝し、そして、未来に向けて「今」を生きていることに誇りの持てる場でありたい。

入所者定員

鹿深の家 45名（暫定定員39名）

第二鹿深の家 6名（男女混合）

組織



平成 29 年度における各課の業務目標

総務関係

1、各関係法令の対応（最重要業務）

- (1) 諸規程の整備・・・改正社会福祉法関連、児童福祉法関連、労働基準法関連等
- (2) 個人情報取り扱いにおける事務環境の整備と法令順守（マイナンバー関連）

2、建物・設備の老朽化対策

- (1) 住環境の整備（老朽化対策）
 - ・小規模養育推進に向けた環境整備の実施。特に設備面の老朽化対策を中心に実施。
 - ・家庭的養護推進計画に基づき、将来の大規模改修を見据えた計画立案。
- (2) 労働環境の整備（ハード面の整備）

3、労働環境の整備

- (1) 諸規程の見直し
- (2) 労働環境の整備（職員の待遇改善、人材育成等ソフト面の整備）

自立支援・食育関係

1、措置児童の養育

- (1) 児童の権利擁護を主体としたホーム運営の推進
- (2) 生活単位の小規模化（小規模グループケアホームの推進）
- (3) 地域小規模児童養護施設「第二鹿深の家」の設置運営
- (4) 児童の生活環境の改善と養育の質の向上
- (5) 食育の実践と衛生管理の徹底
- (6) 学習意欲の開発と体育知育の向上
- (7) 養育技術の向上と職員研修の実施
- (8) 施設の実践の積極的広報および啓発
- (9) 個人情報保護システムの構築と、情報管理の徹底

2、地域社会（関係機関）との関係強化

- (1) 保育園、小学校、中学校よりの家庭訪問
- (2) 保、小、中、各高等学校との懇談会の実施および管理職連携会議（市教育委員会含む）の継続
- (3) 保護者会、各学校PTA、スポーツ少年団への積極参加
- (4) 県、子ども家庭相談センター、県関係団体との連携
- (5) 市役所、県事務所、里親会との連絡調整
- (6) 地域活動への積極参加および広報啓発
- (7) 地域のニーズに対する積極的対応と資源開発

3、奉仕団体、ボランティア、実習生の積極的受入および他業種との交流、協働

- (1) 市内、県内各奉仕団体による奉仕および交流
- (2) 大学および短大生施設実習の受入
- (3) ボランティアの積極的受入れおよびボランティア団体による年間行事の遂行
- (4) 他業種との事業・研修等の積極的交流および協働

4、施設の保全および施設の管理

- (1) 園内施設の保全整備
- (2) 建物、構築物の維持管理
- (3) 消防設備の点検と災害避難訓練の実施
- (4) ガス、電気設備、ボイラーの点検と給湯関係の保全管理
- (5) 大規模災害等の対応強化、ライフラインの確保

5、人材育成および人材確保対策

- (1) 研修体系の確立と実施および社内研修、社外研修の充実、機会の確保
- (2) ワークライフバランスをテーマとし、勤続年数の向上
- (3) 戦略的な人材確保対策の実施

6、将来構想

- (1) 家庭的養護推進計画の推進
- (2) 将来構想委員会における検討と具体案の提出
- (3) 専門家によるコンサルティングの導入検討